



認可外保育施設・一時預かり・
病後児保育・ファミリーサポートセンター

幼児教育・保育の無償化について

概要

- 保育の必要性がある3歳児から小学校就学前までの児童について、利用料が無償になります。
(0歳児から2歳児までは市民税非課税世帯が対象)
※ 保育園、認定こども園、小規模保育園等を利用している場合は対象とはなりません。
- 給食費をはじめとする実費については無償化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担になります。
- 無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。施設を利用する前に、裏面に記載のある申請書類を市役所保育課まで提出してください。
申請書類が提出されないまま施設を利用した場合、その期間は無償化の対象となりませんので、ご注意ください。
- 利用料の請求については、利用月の翌月初日から2年以内に行ってください。
2年を過ぎると時効のため、払い戻しができなくなります。

無償化の上限額

利用料全てが無償ではなく、上限額があります。

上限額 3.7万円/月

(0歳児から2歳児までは4.2万円/月)

※上限額を超える場合は、保護者の負担になります。

無償化の流れ

利用料は従来どおり施設に支払います。領収証等を市役所に提出し利用料の返還を受けます。

